

疾病特定型入院特約023のお支払い

(生活習慣病型、がん型、女性疾患型)



「胃がん」により入院した場合

(生活習慣病型、がん型、女性疾患型 共通)

- ▶ 生活習慣病、がん、女性特定疾患いずれにも該当するため、生活習慣病型、がん型、女性疾患型いずれでも入院給付金を支払います。
なお、疾病特定型入院特約023には、手術保障はありません。

「慢性肝炎」により入院した場合

(生活習慣病型、がん型、女性疾患型 共通)

- ▶ 生活習慣病、がん、女性特定疾患いずれにも該当しないため、生活習慣病入院給付金・がん入院給付金・女性疾患入院給付金をお支払いできません。

解説

- お支払いの対象となる入院には、次のような条件があります。お支払いの対象となる入院かどうかは、主治医の判断のほか、当社において治療内容等を確認のうえ判断する場合があります。
 - ・医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念するものであること
 - ・生活習慣病、がんまたは女性特定疾患の治療を目的とする入院であること
- 単に服薬している等の通院でも可能な治療のみの入院や次のような入院は、生活習慣病、がんまたは女性特定疾患の治療を目的とする入院には該当しないため、お支払いの対象とはなりません。
 - ・生活習慣病、がんまたは女性特定疾患の治療処置を伴わない診断・検査または経過観察のための入院
 - ・生活習慣病、がんまたは女性特定疾患の治療過程で行われた手術または検査等によって生じた合併症・後遺症の治療を目的とする入院